

川崎市公告第739号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定に基づき第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第7条の15第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 第一種市街地再開発事業の名称
京急川崎駅西口A-2地区第一種市街地再開発事業
- 2 施行者の住所
代表施行者 株式会社CBC インターナショナル
東京都世田谷区尾山台三丁目24番2号
共同施行者 京浜急行電鉄株式会社
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号
- 3 事業施行期間
施行認可公告日から令和13年3月末日まで
- 4 施行地区
別紙のとおり
- 5 事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号
- 6 施行認可の年月日
令和8年3月26日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
事務所の掲示板に掲示のほか、施行地区内の適当な場所に掲示、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う
- 9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和8年4月25日

1 施行地区

所 在	地 番
神奈川県川崎市川崎区 駅前本町	15 番 8
同所	16 番 4 の一部
同所	17 番 1 の一部、2 の一部、3 の一部、4 の一部、5 の一部
同所	18 番、3、4、5
同所	19 番 8 の一部、19 番 9 の一部
同所	20 番 3 の一部、4 の一部、5 の一部、6、7、8 の一部、 12 の一部、13 の一部
同所	21 番 2 の一部、3 の一部、5 の一部、6 の一部、10 の一部
同所	30 番 7 の一部